

議案第27号

守口市実費弁償条例の一部を改正する条例案

守口市実費弁償条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和2年6月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市実費弁償条例の一部を改正する条例

守口市実費弁償条例（昭和31年守口市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><b>第1条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の3第3項及び第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、第109条第5項、第115条の2（第109条第5項の規定において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人及び公聴会に参加した者並びに第199条第8項の規定により出頭した関係人の要した実費は、この条例の定めるところによつて弁償する。</p> <p>以下 略</p>	<p><b>第1条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の3第3項及び第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、第109条第5項、第115条の2（第109条第5項の規定において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人及び公聴会に参加した者並びに第199条第8項の規定により出頭した関係人の要した実費は、この条例の定めるところによつて弁償する。<u>ただし、市から給料又は報酬（議員報酬を含む。）の支給を受ける者が職務の関係で出頭等した場合は、この限りでない。</u></p> <p>以下 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。